

素案

北九州市農林水産業振興計画
(令和4年度～令和8年度)

北九州市産業経済局

目 次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画の位置付け	6
2 計画期間	6
3 本市の農林水産業の現状	6
4 農林水産業を取り巻く環境の変化(外部環境)	11
5 包括的な政策理念	14
6 計画策定にあたっての課題と視点	15
第2章 目標と重要目標達成指標(KGI)	17
1 目標	17
2 10年後の目指す姿	17
3 重要目標達成指標(KGI)	18
第3章 基本方針・施策体系・重要業績評価指標(KPI)	
基本方針I 担い手の確保と所得向上	19
施策体系I-1 多様な担い手の確保	
施策体系I-2 生産力の向上	
基本方針II 生産環境の保全・整備	20
施策体系II-1 生産基盤整備	
施策体系II-2 国土保全・公益的機能の向上	
基本方針III 都市と共に存する農林水産業の推進	21
施策体系III-1 地産地消の推進	
施策体系III-2 市民との共生・協働	
第4章 主要施策	22
基本方針I 担い手の確保と所得向上	22
1 多様な担い手の確保	22
(1) 産業の担い手	22
(2) 地域の担い手	22
(3) 新たな担い手	22
2 生産力の向上	24
(1) 担い手への農地集約	24
(2) 所得の向上、安定化	24
(3) 森林経営の支援	25
(4) 資源管理型漁業の推進	25

基本方針Ⅱ 生産環境の保全・整備	26
1 生産基盤整備	26
(1) 遊休農地の発生防止・解消	26
(2) ほ場整備	26
(3) 農業施設の適正管理	27
(4) 林道の整備	27
(5) 漁港の整備	27
2 国土保全・公益的機能の向上	28
(1) ため池防災対策の推進	28
(2) 荒廃森林の整備	28
(3) 放置竹林の拡大防止	29
(4) 漁場環境の保全と整備	29
(5) 環境負荷の軽減	29
基本方針Ⅲ 都市と共に存する農林水産業の推進	30
1 地産地消の推進	30
(1) 情報発信の強化	30
(2) 「食」イベントの充実	30
(3) 食育の推進	30
(4) 農商工連携	31
(5) ブランド化支援	31
(6) 流通・販売支援	31
2 市民との共生・協働	31
(1) 農林水産業体験機会の提供	32
(2) 市民への憩いの場の提供	32
(3) 鳥獣被害の軽減	32
(4) 総合農事センターの機能強化	33
第5章 施策を横断する重点的な取組	34
1 北九州市版むらづくり活動の活性化	34
2 多様な主体が農林水産業を担う仕組みづくり	36
3 スマート技術の導入による生産流通体制の効率化	38

北九州市農林水産業振興計画(概要)【案】

～豊かな自然とめぐみを次世代へつなぐ～

(令和4年度～令和8年度)

①本市農林水産業の現状				②本市の強みと弱み(内部環境)
	指標	前計画策定時 (平成27年度)	本計画策定時 (令和2年度)	
農業	農家戸数	2,609	2,023	強み
	農業生産額(百万円)	4,218	4,182	
	基幹的農業従事者の高齢化率 (65歳以上の割合) (%)	70.0	75.2	
林業	森林面積(ha)	15,851	15,727	弱み
	竹林面積(ha)	1,586	1,905	
水産業	漁業経営体数	441	419	
	漁業生産額(百万円)	3,032	3,252	
畜産業	畜産農家戸数	14	13	
	「小倉牛」生産頭数	91	55	
鳥獣被害 対策	イノシシの相談件数	581	1,302	
	ニホンザルの相談件数	140	243	

③農林水産業を取り巻く環境の変化(外部環境)

政策的要因	経済的要因
<ul style="list-style-type: none"> 「水産基本計画」(平成29年4月) 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月) 「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月) 「森林・林業基本計画」(令和3年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響 ウッドショックの影響 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、環太平洋経済連携協定(TPP)の発効
社会的要因	技術的要因
<ul style="list-style-type: none"> SDGsの達成へ向けた取り組み強化 「半農半X」など農村への関心の高まり(田園回帰) 自然災害の激甚化、地球温暖化の影響 食に対する安全・安心への関心の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の実現 デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展 ゲノム編集技術の登場と農業分野への応用

⑤現状から導き出される課題と強化すべき分野

継続的な課題 担い手確保 所得向上	<ul style="list-style-type: none"> 現在の生産水準を維持するため、引き続き担い手の確保、育成が必要。 職業としての農林水産業の魅力向上のため、生産性の向上や所得の安定化が必要。
強化すべき分野 安心・安全 市民連携 田園回帰	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害が激甚化しており、農地、森林、漁港等の災害防止機能を含む多面的機能がますます重要。 都市に近く市民に身近である特性を活かし、市内農林水産業のファンを増やす取り組みや市民が農林水産業に関わる機会の創出が重要。
新たな課題 持続可能化 スマート化 新型コロナ対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した持続可能な農林水産業を実践し、SDGsの目標達成に貢献。 IT、AI、ロボット技術等の新技術を活用したスマート農林水産業を推進。 新型コロナウイルス感染症の拡大による、消費・流通・生活の変化に対応。

④包括的な政策理念

S D G s 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会

ワンヘルス 人と動物、環境の健康はひとつ

New U あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。

目 標	多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現		
10年後 目指す姿	<p>多様な担い手が育ち、効率的な経営が行われている</p> <p>農地・森林・漁場環境が保全され、多面的機能を発揮している</p> <p>市民の農林水産業への理解や評価が高まっている</p>		
重要目標 達成指標 【KGI】 （令和8年度）	<p>農林水産業生産額 80億円</p> <p>一経営体当たりの生産金額 【農業】 20%向上 【水産業】 5%向上</p>		
基本方針	施策体系	重点施策(抜粋)	重要業績評価指標 【KPI】
I 所担 得い 向手 上の 確保と	<p>1 多様な担い手の確保</p> <p>(1)産業の担い手 (2)地域の担い手 (3)新たな担い手</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の経営安定化 地域リーダーの育成 ワンストップ支援体制の構築 農福連携の推進 半農半Xによる移住促進 	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者数 100経営体 むらづくり活動地区数 累計12地区 新たな担い手の人数 累計100人
	<p>2 生産力向上</p> <p>(1)担い手への農地集積 (2)所得の向上、安定化 (3)森林経営の支援 (4)資源管理型漁業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> むらづくり活動の活性化 農業へのスマート技術の導入 森林経営計画の策定 スマート技術を活用した漁場管理 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積割合 35% スマート技術導入支援件数 累計5件 森林経営計画策定数 累計15件 スマート技術の活用件数(漁業) 累計50件
II 生産環境の保全・整備	<p>1 生産基盤整備</p> <p>(1)遊休農地の発生防止・解消 (2)ほ場整備 (3)農業施設の適正管理 (4)林道の整備 (5)漁港整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地復旧支援 ほ場整備 農業施設維持管理計画の策定 林道の開設・改築 水産物供給基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> 農地復旧面積 累計5ha 新規ほ場整備面積 5ha 農業施設維持管理計画の策定(R5年度) 林道の開設・改築 2路線 整備漁港数 8港
	<p>2 国土保全・公益的機能の向上</p> <p>(1)ため池防災対策の推進 (2)荒廃森林の整備 (3)放置竹林の拡大防止 (4)漁場環境の保全と整備 (5)環境負荷の低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災重点農業用ため池対策 強度間伐等の実施 行政による竹林整備 藻場・干潟の造成・保全 有機農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能を評価する市民の割合 20%増 防災重点農業用ため池劣化状況評価の実施数 154ヶ所 荒廃森林整備(強度間伐等) 累計300ha 竹林伐採面積 年間20ha 藻場造成面積 年間5000m² 有機農業実証試験実施数 5件
III 農都市 林水産 と共存のす る推進	<p>1 地産地消の推進</p> <p>(1)情報発信の強化 (2)食育の推進 (3)農商工連携 (4)ブランド化支援 (5)流通・販売支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した情報発信 学校給食での市内農林水産物の利用拡大 異業種マッチングの仲介 ブランド化支援 直売所・朝市支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消を実践する市民の割合 20%増 情報発信回数 年間300回 給食の新規取扱品目数 累計5品目 異業種マッチング回数 累計5回 新規ブランド数 5品目 直売所・朝市の販売額 20億円
	<p>2 市民との共生・協働</p> <p>(1)農林漁業体験機会の提供 (2)市民への憩いの場の提供 (3)鳥獣被害の軽減 (4)総合農事センターの機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体験イベントの開催 森林公園の整備 野生鳥獣とすみ分けできる環境づくり 農業のショールームとしての取組強化 	<ul style="list-style-type: none"> 体験機会の提供回数 毎年20回 展示林整備箇所数 累計25ヶ所 鳥獣被害相談 イノシシ600件/年以下、サル100件/年以下 総合農事センター入場者数 年間40万人
施策を横断する 重 点 的 な 取 組	<p>北九州市版むらづくり活動の活性化</p> <p>多様な主体が農林水産業を担う仕組みづくり</p> <p>スマート技術の導入による生産・流通体制の効率化</p>		

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置付け

本市は、平成28年に「北九州市農林水産業振興計画」を策定し、「農林水産業の所得向上」、「新鮮で安全安心な農林水産物の提供」、「市民や地域から共感される農林水産業」を目指して様々な施策を展開してきました。

計画期間（平成28年度～令和2年度）中、市内の農林水産業生産額は概ね維持されてきましたが、従事者の減少や高齢化の進行には歯止めがかかっておらず、非常に厳しい状況に置かれています。

また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大により社会や人々の生活様式が大きく変化し、その影響は、農林水産業の生産、流通、消費の各場面に及んでいます。

こうした農林水産業を取り巻く情勢や本市の農林水産業が抱える課題、これまでの5か年の取組の成果を踏まえ、今後5年間に本市が取り組むべき農林水産業施策の指針として、新たな「北九州市農林水産業振興計画」を策定しました。

なお、本計画は、都市農業振興基本法第10条に基づく「都市農業の振興に関する計画（地方計画）」に位置付けられるものです。

2 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

3 本市農林水産業の現状

北九州市は製造業中心に発展してきた都市であるものの、小倉南区南部や若松区西部を中心に農地が分布し、市域の4割を森林が占め、日本海（筑前海）と瀬戸内海（豊前海）の両方に面するなど自然に恵まれており、市民に身近なところで農林水産業が営まれています。

（1）農業

本市の農地は、主に門司区東部、小倉南区、八幡西区南部、若松区に分布しています。作付面積では水稻が7割を占めていますが、生産額では野菜が5割以上を占めています。キャベツ、トマト、すいか、しゅんぎく、ブロッコリー、ほうれんそうなどが代表的な品目です。

農家戸数は減少傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 2 割以上減少しました。農家戸数の減少にもかかわらず生産金額は概ね維持されています。

しかし、65 歳以上の従事者が全体の 75% 以上と高齢化が進行しており、担い手不足による生産水準の低下が懸念されています。

農家戸数 (単位 : 戸)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
3,793	3,261	3,003	2,609	2,023

資料 : 農林業センサス

農業生産額 (たけのこを含む) (単位 : 百万円)

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
農畜産物①	6,450	5,980	3,927	4,218	4,182
米	1,690	1,510	1,207	1,261	1,178
野菜	3,350	2,780	2,049	2,174	2,286
果実	180	140	115	156	155
花き	460	350	57	47	95
その他	80	60	52	62	46
畜産物	690	570	447	518	422
たけのこ②	245	97	249	132	122
合計①+②	6,695	6,077	4,176	4,350	4,304

資料 : 北九州市農林課

基幹的農業従事者の高齢化率 (65 歳以上の割合) (単位 : %)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
—	59.7	64.3	70.0	75.2

資料 : 農林業センサス

(2) 畜産業

小倉南区、若松区を中心に肉用牛が約 600 頭、乳用牛が約 40 頭飼養されており、黒毛和牛の一部は「小倉牛」のブランドで販売されています。鶏は、小倉南区、八幡西区、若松区で約 3 万 4 千羽が飼養されています。都市化の進行や後継者不足により畜産農家は減少を続け、令和 2 年時点で 13 戸となっています。

畜産農家数

(単位：戸)

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
牛	22	18	13	8	8
豚	3	3	1	0	0
鶏	13	9	6	6	5
合 計	38	30	20	14	13

資料：北九州市総合農事センター

小倉牛生産頭数

(単位：頭)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
117	104	118	91	55

資料：北九州市総合農事センター

(3) 水産業

本市は、関門海峡をはさんで日本海（筑前海）と瀬戸内海（豊前海）に面しており、これら三つの海域の特性に応じた漁業が営まれています。

筑前海では、タイ、ブリ、ヒラメなどを対象とした「釣り」、「刺網」、「小型定置網」やアワビ、サザエなどの「磯根（いそね）漁業」が盛んに行われています。

関門海峡では、タコ、カサゴ、クロダイなどを対象とした「たこつぼ」、「釣り」、「小型底びき網」などが営まれています。

豊前海では、ガザミ、コウイカ、スズキなどを対象とした、「かご」、「刺網」、「小型定置網」などのほか、「カキ養殖」も盛んです。

生産額は概ね維持されていますが、経営体数は減少傾向にあり、漁業従事者の高齢化も進行しています。

漁業経営体数

(単位：経営体)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
680	643	548	441	419

資料：北九州市水産課

漁業生産額

(単位：百万円)

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
魚類	1,578	1,509	1,160	1,274	1,101
貝類	618	880	469	525	456
水産動物	1,437	1,720	1,026	1,196	1,615
藻類	24	50	19	37	80
合計	3,656	4,160	2,673	3,032	3,252

※各項目の合計は四捨五入の関係で合計の欄の数値と一致しないことがある

資料：北九州市水産課

(4) 林業

本市の森林面積は、市域 (49,169ha) の約4割 (18,530 ha) を占め、木材の生産や特用林産物の生産などの経済的機能と共に、土砂災害防止、水源のかん養などのさまざまな公益的機能を有し、環境の保全に貢献しています。

本市の林業は、木材価格の長期低迷等から森林所有者の経営意欲が減退し、長期間生産活動が停滞しています。

森林面積

(単位：ha、%)

区別	区域面積	国有林	民有林	計	森林比率
門司区	7,367	—	3,388	3,388	46.0
小倉北区	3,923	—	375	375	9.6
小倉南区	17,158	1,462	7,825	9,287	54.1
若松区	7,131	48	1,508	1,556	21.8
八幡東区	3,626	627	1,086	1,713	47.2
八幡西区	8,313	734	1,477	2,211	26.6
戸畠区	1,661	—	—	—	—
計	49,169	2,871	15,659	18,530	37.7

資料：福岡県遠賀川地域森林計画書（令和4年4月現在）

(5) 防災・安全対策

①ため池

市内には498か所の農業用ため池があります。その多くは江戸時代以前につくられたもので老朽化が進んでおり、また耕作者の減少や高齢化により、適切な管理や保全が困難になってきています。現在、決壊した場合に周辺の地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として219か所を指定しています。

農業用ため池数

(単位：箇所)

管理主体	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡西	八幡東	戸畠	計
公有	3	2	11	58	78	4	0	156
民有	56	4	195	78	9	0	0	342
計	59	6	206	136	87	4	0	498

資料：北九州市農林課

②放置竹林

市内の竹林面積は約 1,900 ヘクタールと全国有数の規模を有し、市内の森林面積の 1 割を占めています。そのうち、ブランド農産物である「合馬たけのこ」の生産などに利用され適正に管理されている竹林は 8 % 程度で、残りの竹林は放置された状態にある「放置竹林」と推定されます。

竹林面積の推移

(単位：ha)

平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年	令和 4 年
1,386	1,498	1,586	1,905	1,887

資料：福岡県遠賀川地域森林計画書（令和 4 年 4 月現在）

③鳥獣被害

近年、野生鳥獣による農業被害は減少傾向にありますが、イノシシやサルが市街地に頻繁に出没するようになり、生活環境被害が問題になっている地域があります。最近では、シカやアライグマなどによる被害も見られるようになってきました。

イノシシ相談件数

(単位：件)

区 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
門司区	241	329	223	300	243	446
小倉北区	52	33	29	34	44	47
小倉南区	92	103	20	111	104	170
若松区	51	56	45	105	44	125
八幡東区	38	118	56	83	95	215
八幡西区	106	141	95	116	139	262
戸畠区	1	9	0	2	4	17
計	581	786	468	751	673	1,302

資料：北九州市鳥獣被害対策課

ニホンザル相談件数 (単位：件)

区 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
門司区	15	2	23	19	9	33
小倉北区	11	3	10	5	2	13
小倉南区	94	93	36	20	15	34
若松区	2	71	22	25	1	98
八幡東区	4	9	4	2	4	8
八幡西区	9	42	8	10	6	49
戸畠区	5	1	0	0	0	8
計	140	221	103	81	37	243

資料：北九州市鳥獣被害対策課

4 農林水産業を取り巻く環境の変化（外部環境）

(1) 政策的要因

①「水産基本計画」(平成 29 年 4 月策定)

産業としての生産性向上と所得の増大、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全と管理、水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮という基本的な方針の下、持続可能な漁業・養殖業の確立、多面的機能の発揮の促進等、講すべき施策が示されています。

②「食料・農業・農村基本計画」(令和 2 年 3 月策定)

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという基本的な方針の下、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の確保・育成、農村を支える新たな動きや活力の創出、農業生産・流通現場のイノベーションの促進、気候変動への対応等環境政策の推進等、講すべき施策が示されています。

③「みどりの食料システム戦略」(令和 3 年 5 月策定)

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として策定され、2050 年までに目指す姿として、農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を 50% 低減、有機農業の取組面積の割合を 25% に拡大等の目標が示されています。

④「森林・林業基本計画」(令和 3 年 6 月策定)

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させるこ

とで、2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するという基本方針の下、森林資源の適切な管理・利用、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造等、講すべき施策が示されています。

(2) 経済的要因

①新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年春以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済・社会に大きな影響が出ました。農林水産業では、飲食店の休業、観光の自粛、イベントの縮小・中止などにより和牛、鮮魚、花きなどの需要が減少し、価格が下落しました。野菜については、家庭内の消費が好調で全体としては堅調に推移してきましたが、学校の休校の影響で給食向けの一部の品目で需要が減少しました。

②ウッドショックの影響

アメリカでは新型コロナウイルス感染症による影響で落ち込んだ経済が回復する中、住宅建築需要が増加して木材需要が高まり、木材価格が高騰しました。この影響により我が国が輸入する木材の価格も上昇し、1970年代に発生した「オイルショック」になぞらえて「ウッドショック」と呼ばれています。輸入材が高騰し、品薄となる中、国産材に注目が集まっています。

③環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）・東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）

平成30年12月に、米国を除く環太平洋11か国が参加した環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）が発効したのに続き、令和4年1月には、ASEAN諸国や中国、オーストラリアなどが参加した東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が令和4年1月に発効しました。

関税の引き下げによる農林水産物の輸入増加や国内価格の低下が懸念される一方、日本産の農林水産物の輸出増加が期待されています。

(3) 社会的要因

①持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成へ向けた取り組みの強化

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年9月の国連サミットで採択され、17の目標と169のターゲットから構成されています。

平成30年6月、本市は、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市である「SDGs未来都市」に選定されました。現在、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定して、SDGsの達成に向けて様々な取組を進めています。

②「半農半X」に代表される農村への関心の高まり（田園回帰）

近年、農村の魅力の再発見により、都市と農村を人々が行き交う、いわゆる「田園回帰」による人の流れが全国的に広がりを見せてています。また、農業と他の仕事を組

み合わせたライフスタイルである「半農半X」も再び注目されています。新型コロナ感染症の拡大によりリモートワークが広がっていることや、大都市圏の人口過密を避ける動きが広がっていることなどにより、農村への関心がますます高まっています。

③平成30年7月豪雨（西日本豪雨）などの自然災害の激甚化

近年、大規模な自然災害が多発し、全国各地で農産物や農業用施設等に甚大な被害が生じています。平成29年7月九州北部豪雨では、福岡県朝倉市を中心に土砂災害や河川の氾濫が発生したほか、ため池の決壊も発生しました。平成30年7月豪雨では、西日本の広範囲で浸水や土砂災害等の被害が生じたほか、広島県を中心として32ヶ所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えました。令和元年東日本台風では、東日本の広い範囲で河川の氾濫が相次ぎ、甚大な被害が生じました。令和2年7月豪雨では、熊本県球磨川流域で大規模な氾濫が発生するなど、九州を中心に各地で大きな被害が生じました。

④気温上昇や海水温上昇など地球温暖化の影響

地球温暖化による気温上昇や海水温の上昇が顕在化しており、農林水産業にも影響を及ぼしつつあります。農業では高温障害などによる収穫量の低下や品質低下など、水産漁業では藻場の消失や回遊性魚種の北上など、徐々に影響が現れています。

⑤食に対する安全・安心への関心の高まり

健康志向により食の安全・安心へ関心が高まっており、農林水産物についても農薬、化学肥料、畜産用・水産用医薬品、抗生物質、遺伝子組み換え技術等の使用について関心を持つ消費者が増えています。

（4）技術的要因

①デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展

ロボット、AI、IoT等のデジタル技術が急速に発展しており、経済・社会の様々な分野でデジタル化が推進されています。

農林水産業の分野でも、これまででは自動化や省力化が難しいとされた人手に頼る作業や経験と勘に頼る作業についても、デジタル技術の活用が試みられています。具体的には、自動走行トラクタ、無人草刈機、水田の水管理システム、ドローン空撮画像の解析による栽培管理などの開発や実用化が進められており、作業の省力化・効率化や農林水産物の高品質化などが期待されています。

②ゲノム編集技術の登場と農林水産業への応用

ゲノム編集とは、ある生物がもともと持っている遺伝子を効率的に変化させる技術です。この技術を用いると従来の品種改良に比べ、商用化までにかかる時間やコストが大幅に下がると言われています。すでに、ゲノム編集により血圧を下げる成分を多く含むトマトや通常より肉厚となるマダイの販売が開始されるなど実用化が進んでいます。

5 包括的な政策理念

(1) S D G s

S D G s とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として 2015 年 9 月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 具体的指針です。

本市は、平成 30 年 6 月に、全国で初めて「S D G s 未来都市」（経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市）及び「自治体 S D G s モデル事業」（特に先導的な取組）に選定され、国と連携しながら成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげることを目指しています。

一方、農山漁村には、環境・経営の面で持続的な発展を可能とする再生可能エネルギーのポテンシャルやバイオマス、在来作物など様々な資源が存在しており、気候変動の緩和や生物多様性の保全等の取組の実践が始まっています。

こうした動きを踏まえ、本市農林水産業における取組が S D G s の達成につながることを目指します。

(2) ワンヘルス

「ワンヘルス」とは、感染症予防のためには、人の健康だけではなく、病原体を保有し運ぶ家畜やペットの健康や、病原体の宿主となり得る野生生物の生存領域である自然環境を一体的に守っていく必要があるという理念であり、福岡県は令和 2 年 12 月に全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。

これを受け、本市においても、ワンヘルスを実践する先進的な都市のモデルとなるべく「ワンヘルスの推進」を宣言し、感染症対策や環境保全、人と動物の共生社会づくり等の活動に積極的に取り組み、感染症に対応した安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

農林水産分野においても、ワンヘルスの理念に基づき、健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進していきます。

(3) N e w U

「N e w U」とは、本市への若者世代の定住・移住の促進、若者の力による都市の魅力の向上を目的として、10 代から 30 代の若年層をターゲットに、自然と都会が融けあうコンパクトシティである北九州市らしさ、S D G s 未来都市としてダイバーシティの推進による「みんなが活躍できるまち」をビジョンとして掲げる本市の戦略、

公害を克服してきた本市の歴史から「あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。」をタグラインとして令和3年7月に本市が定めた地方創生のための都市ブランドです。

「半農半X」など農村への関心高まりをきっかけとして、農業および水産業における新規就業者の定着支援を行うことで、「New U」のコンセプトに沿った施策を実施します。

6 計画策定にあたっての課題と視点

(1) 継続的な課題

①担い手の確保・育成

本市の農林水産業の従事者数は、全国的な傾向と同様に減少し続けています。このため、前計画では、新規就業に関する相談や研修、給付金の交付等の支援などに取り組み、新たな担い手が現れてくれました。しかし、全体的に見ると従事者の減少や高齢化に歯止めをかけるまでには至っていません。このまま推移すると、現在の生産水準の維持も困難になると見込まれることから、担い手の確保・育成が引き続き大きな課題となっています。

②生産性向上・所得の向上

本市の農業経営体の多くが分散した小区画の農地で農業を営んでおり、生産性の向上が図りにくくなっています。このため、前計画では担い手への農地の集積や認定農業者の所得向上に取り組み、一定の成果が上がりました。

水産業については、全国的な傾向と同様に、海水温の上昇等による海洋環境の変化や、沿岸域の開発による藻場や干潟等の減少により、長期的には漁獲量は減少傾向にあります。このため、前計画では種苗放流や藻場の造成等に取り組み、漁獲量は年間4,000トン程度を維持しています。

将来の担い手を確保していくためには、生産性向上や所得の向上・安定化を図り、農林水産業が職業として魅力あるものとする必要があります。

(2) 強化すべき分野

①多面的機能

農地や森林などは、洪水の防止や水源の涵養、景観の保全等の機能を有しており、農林水産業のみならず市民の生命・財産を守るとともに、市民に潤いや安らぎをもたらしています。近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、防災の観点から農林水産業の多面的機能がますます重要になっています。こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業が営まれることにより農地や森林などが適切に管理されていることが必要です。

(3) 市民との連携

本市の農林水産業は、百万人近くの人口を抱える都市近郊の市民に身近なところで営まれています。新鮮で安全・安心であることなどの魅力を発信し、市内産農林水産物のファンを増やして消費を増やしていくことが、本市の農林水産業の維持・発展につながります。また、市民農園や農業体験など市民が農林水産業に関わることのできる機会を創出することも、市民の理解を深めていくために必要です。

(4) 新たな課題

①スマート農林水産業の推進

本市の農林水産業の現場では、担い手の減少や高齢化が進行しており、人手不足や技術の伝承が課題となっています。そこで、ロボット技術や情報通信技術(ICT)などのデジタル技術を活用して、省力化、効率化、生産物の高品質化などを実現するスマート農林水産業を推進する必要があります。

②SDGsへの貢献

農林水産業は、自然の恵みを受けて成り立っていることから、その存続には基盤となる自然環境を適切に維持管理することが不可欠です。SDGsの17の目標のうち、「目標14 海の豊かさを守ろう」、「目標15 陸の豊かさも守ろう」は、農林水産業に深く関連しています。

農林水産業が持続可能であることは、「目標12 つくる責任 使う責任」に関連し、食料が安定的に供給できることでもあるので、「目標2 飢餓をゼロに」にも結びつけます。

このほかにも、安全で安心な農林水産物の提供は、「目標3 すべての人に健康と福祉を」に、農林水産業の生産性向上や所得増大は、「目標8 働きがいも経済成長も」に、スマート農林水産業の推進は「目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう」に、防災の観点での多面的機能の発揮は、「目標11 住み続けられるまちづくりを」や「目標13 気候変動に具合的な対策を」に関連します。

さらに、生産者、流通業者、消費者など様々な立場の方々が農林水産業に関わっているので、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」にも関連します。

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の休業やイベントの自粛等により、農林水産物の需要が落ち込み、外食向けを中心に一部の農林水産物は出荷先を失ってしまいましたが、インターネット通信販売を利用して消費者と直接取引するなど新たな販路を開拓しようとする動きが見られます。

消費者においては、自宅で食事や料理する機会が増え、インターネット通信販売を利用した農林水産物の購入も増加しています。今後は、こうした農林水産物の流通、消費、生活の変化に対応した施策を展開していく必要があります。

第2章 目標と重要目標達成指標（ＫＧＩ）

1 目標

消費地である都市に近接して営まれている本市の農林水産業は、市民に四季折々の新鮮で安全・安心な農林水産物を提供し、市民の食生活を豊かにしています。農地や森林などは、洪水防止や水源涵養などの多面的機能を発揮して市民の暮らしを守り、その景観は、都市部で生活する市民にうるおいや安らぎを与えていきます。

今後とも農林水産業を維持していくために、生産性の向上や所得の向上、安定化を図り、担い手を確保していくことが必要です。また、多くの市民が農林水産業に何らかの形で関わり、理解を深めてもらうことも都市近郊で農林水産業を維持していくために重要です。さらには、社会全体が持続可能であることを目指しており、SDGsの達成に農林水産業も貢献が求められます。

そこで、本計画の目標を「多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現」として、様々な施策を展開していきます。

多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現

2 10年後の目指す姿

「多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現」に向けて取り組み、10年後の本市の農林水産業の目指す姿を次のとおりとします。

- 多様な担い手が育ち、効率的な経営が行われている
- 農地、森林、漁場環境が保全され、多面的機能を発揮している
- 市民の農林水産業への理解や評価が高まっている

3 重要目標達成指標（K G I）

重要目標達成指標（K G I）は、計画期間の最終年度（令和8年度）における農林水産業生産額とします。

農林水産業に従事する人の数は一貫して減少しています。本計画では、新規就業者等の担い手の育成・確保を最重点課題の一つに位置付け、各種施策に積極的に取り組むこととしていますが、農林漁業従事者数は引き続き減少するものと予測しています。

このため、農林漁業者個々の経営規模の拡大や生産性の向上、経営の安定化などにつながる施策を組み合わせて実施し、一経営体当たりの生産金額を向上させることで、現在の農林水産生産額から5%程度増の80億円を目指します。

農林水産業生産額 80億円

1 経営体当たりの生産金額	農 業	20%向上
	水産業	5%向上

第3章 基本方針・施策体系・重要業績評価指標（ＫＰＩ）

《基本方針Ⅰ 担い手の確保と所得向上》

【施策体系】

1 多様な担い手の確保

産業の中核を担う農林漁業者を育成するとともに地域のむらづくり活動でリーダーシップを発揮する地域の担い手を育成します。さらに、新たな担い手の確保のため、新規就業希望者への支援を充実させるほか、農福連携や半農半Xなど多様な形で農林水産業に関わる人材を幅広く確保していきます。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
(1) 産業の担い手	認定農業者数 100 経営体
(2) 地域の担い手	むらづくり活動地区数 累計 12 地区
(3) 新たな担い手	新たな担い手の人数 累計 100 人

2 生産力の向上

農地の集積やスマート技術の導入によって効率的で安定的な経営の実現を図るほか、森林経営計画の策定を進めることで森林の循環的な利用を促進します。また、資源管理型の漁業を推進し、将来にわたって安定した経営を目指します。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
(1) 担い手への農地集積	担い手への農地集積割合 35%
(2) 所得の向上、安定化	スマート技術導入支援件数 累計 5 件
(3) 森林経営の支援	森林経営計画策定数 累計 15 件
(4) 資源管理型漁業の推進	スマート技術の活用件数（漁業） 累計 50 件

《基本方針Ⅱ 生産環境の保全・整備》

【施策体系】

1 生産基盤整備

農林水産業の生産基盤である「農地」、「林道」、「漁港」の整備に引き続き取り組み、作業効率の向上を図るとともに、遊休農地の復旧、農業施設の適正な管理などに取り組み、農林水産業を持続できる生産環境を整備します。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
(1) 遊休農地の発生防止・解消	農地復旧面積 累計 5 ha
(2) ほ場整備	新規ほ場整備面積 5 ha
(3) 農業施設の適正管理	農業施設維持管理計画の策定（R 5 年度）
(4) 林道の整備	林道の開設・改築 2 路線
(5) 漁港整備	整備漁港数 8 港

2 国土保全・公益的機能の向上

洪水や土砂災害の防止等の国土保全の観点から、農業用ため池の防災対策、荒廃森林の整備、放置竹林の拡大抑止などに取り組みます。

また、生物多様性に富む藻場・干潟の造成・保全や環境負荷を軽減する有機農業の推進に取り組みます。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
国土保全・公益的機能の向上	多面的機能を評価する市民の割合 20% 向上
(1) ため池防災対策の推進	防災重点農業用ため池対策劣化状況調査実施数 154 ケ所
(2) 荒廃森林の整備	荒廃森林整備（強度間伐等）面積 累計 300ha
(3) 放置竹林の拡大防止	竹林伐採面積 年間 20ha
(4) 漁場環境の保全と整備	藻場造成面積 年間 5,000 m ²
(5) 環境負荷の低減	有機農業実証試験実施数 5 件

《基本方針Ⅲ 都市と共に存する農林水産業の推進》

【施策体系】

1 地産地消の推進

北九州都市圏（圏域人口 136 万人）の消費地市場に近接しているメリットを活かし、SNSによる情報発信、「食」に関するイベントの開催、学校給食での利用促進、直売所や朝市への支援などにより市内産農林水産物の消費拡大を図ります。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
地産地消の推進	地産地消を実践する市民の割合 20%向上
(1) 情報発信の強化	情報発信回数 年間 300 回
(2) 食育の推進	給食の新規取扱品目数 累計 5 品目
(3) 農商工連携	異業種マッチング回数 累計 5 回
(4) ブランド化支援	新規ブランド数 5 品目
(5) 流通・販売支援	直売所・朝市の販売額 20 億円

2 市民との共生・協働

市民に身近な場所で農林水産業が営まれていることを活かし、農業や漁業の体験イベントの開催、森林公園の整備、総合農事センターの魅力向上などに取り組み、市民が農林水産業にふれあい親しむ機会を提供するとともに、市民に憩いの場を提供します。

近年、野生のイノシシやサルの出没が農業地域のみならず市街地へも増加しており、市民からの相談も大幅に増加しています。このため、市民の理解と協力を得ながら、人と野生鳥獣の共生を目指した総合的な取組を進めています。

施策分野	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
(1) 農林漁業体験機会の提供	体験機会の提供回数 毎年 20 回
(2) 市民への憩いの場の提供	展示林整備箇所数 累計 25 ヶ所
(3) 鳥獣被害の軽減	鳥獣被害相談件数 イノシシ 年間 600 件以下 サル 年間 100 件以下
(4) 総合農事センターの機能強化	総合農事センター入場者数 年間 40 万人

第4章 主要施策

《基本方針Ⅰ 担い手の確保と所得向上》

1 多様な担い手の確保

(1) 産業の担い手

①認定農業者の経営安定化

J A、県普及指導センターなど、関係機関と連携して農業者の所得向上に向けた課題やニーズの把握、解決策の検討を行うとともに、補助・融資制度、専門家（農業経営相談所）の活用などの支援施策の周知を行います。

また、認定農業者を対象とする支援策の充実を図ることで、令和2年と同等の認定農業者数を確保します。

②経営継承者の経営安定化

農業後継者に対しては、就農支援の実施、補助事業の優先採択や補助率の上乗せなど、次世代の担い手として重点的に支援する仕組みを構築します。

③漁業経営の安定化

6次産業化を目指す漁業者グループなどが行う事業を支援し、新たな販路開拓など関連ビジネス分野への進出を目指すことで所得の向上を図ります。

さらに、高鮮度保持技術などの新技術導入や地域資源を積極的に活用した付加価値の向上対策などについても支援を行います。

(2) 地域の担い手

①地域リーダーの育成

地域農業の将来像を描く話し合いを行う中で、地域の担い手を取りまとめ、話し合いを主導する地域リーダーとなる人材を発掘し、育成を図ります。

②大学生や若者の活用

大学の地域連携活動やボランティア活動、短期アルバイトなど、大学生や若者が農業や農村に関心を持ち、様々な活動に参加しやすい環境づくりをすすめ、地域づくりに参画する人材の確保を図ります。

(3) 新たな担い手

①ワンストップ支援体制の構築

ア 農地リストの作成

就農希望者が円滑かつ早期に農地を確保できるよう、農業委員会と連携して、利用可能な農地リストを作成します。

イ 新規就農モデルの作成

就農希望者が具体的な営農スタイルをイメージしながら就農できるよう、地域や作目別の「新規就農モデル」を作成します。

ウ 法人化支援

中小企業支援センターなど、法人支援の専門機関との協力体制を構築し、農業者の法人化を支援します。

②総合農事センターにおける研修の充実

ア 新規就農

就農希望者に対する技術研修を実施するとともに、ステップアップ研修として、農家での実地研修などを行います。

イ 農福連携

障害者施設の指導者を対象とした、農作業の基礎を学ぶ研修を実施します。

ウ スマート農業塾

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、新規就農者や高齢農業者でも生産性の高い農業が実現できるよう、栽培技術習得研修を実施します。

③自伐林家の育成

間伐等の森林整備を自ら行う「自伐林家」を育成するため、県が実施する林業に関する知識や機械操作等の技術を習得する研修の周知や情報提供を行います

④漁師塾の開催

将来の漁業の担い手を確保・育成するため、漁業体験や研修等を通じて市民等が水産業に触れる機会を創出し、新規就業者の確保を支援します。

⑤新規就業者の定着促進

ア 地域でのフォローアップ

J Aや普及指導センター、地域の指導農業士や農村女性アドバイザーなどと連携して、就農後の不安や疑問などに幅広く対応し、新規就農者の定着を促進します。

イ 補助・融資による支援

国や県、J Aの補助・融資事業を有効に活用するほか、市単独の補助・融資事業についても維持・拡充を図り、新規就農者の経営段階に応じた支援を実施します。

⑥農福連携の推進

農業者のニーズ・シーズの調査をはじめとした農業者と障害者福祉施設等とのマッチングに向けた環境整備を行うほか、障害者福祉施設等を対象とした研修の実施や農福連携に関する情報発信などを行います。

⑦半農半X等に対する就農情報の発信

田園回帰や地方移住への関心の高まりをとらえ、市ホームページやSNSなどを通して、本市での移住・就農に向けた情報発信を行います。

また、首都圏や関西圏等の大都市圏で開催される合同就農説明会等に積極的に参加し、本市への移住と就農に関する情報提供や相談を行います。

2 生産力の向上

(1) 担い手への農地集積

①むらづくり活動の活性化

地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業用施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図る、むらづくり活動を支援します。

また、合意形成後は、話し合いで決定した整備方針に沿って、基盤整備や畦畔除去による大区画化、農業用施設の整備などの支援を行います。

②農地中間管理事業の活用

福岡県農業振興推進機構が農地の貸し手と借り手の中間的受け皿となってマッチングを図る農地中間管理事業を積極的に活用して、担い手への農地集積と集約化を推進します。

(2) 所得の向上、安定化

①スマート技術の導入

ア 実証試験の実施

国の制度等を活用してスマート農業の実証に取組むほか、先進的なスマート農業技術の展示会を開催します。

イ 総合農事センターにおけるスマート農業技術展示

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、スマート技術に関心を持つ農業者に技術展示と栽培技術習得研修を実施します。

ウ スマート技術実装支援

スマート技術の実装を支援する方策を検討し、生産性の高い農業の実現を目指します。

②施設・機械の導入

ア 農業用施設等の整備

農業用施設や機械の導入支援を引き続き行うほか、今後の生産性向上が見込まれる地域に重点的な整備を行うとともに、脱炭素や温暖化対策など時代のニーズにあった整備に対して集中的な支援を行います。

イ 漁業施設改善整備

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援とともに漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化します。

③収入保険等による経営の安定化

農業者の所得安定のため、既存の価格安定事業との効果検証を行い、国がすすめる収入保険への加入促進を行います。

④市内産素牛利用による経営の安定化

小倉牛の生産コスト削減を図るため、市場価格よりも安価な市内産子牛の増産を支援します。

また、生産農家に対して、子牛から出荷までの各段階での飼養管理指導を行い、飼料価格や素牛（もとうし）価格等の外部環境の変動に対応できる安定した経営基盤づくりを支援します。

(3) 森林経営の支援

①森林の経営管理

ア 森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査

木材生産がビジネスとして成り立ち、森林の循環的な利用につなげるため、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査や森林の状況把握をすすめ、施業の集約化が可能な森林の所在を明示します。

イ 森林経営計画作成の支援

持続的な木材生産や適正な人工林の管理を目指し、事業者が行う森林経営計画の作成を支援します。

②公共施設での木材利用促進

市内産を含めた国産木材の利用を促進するため、森林環境譲与税を活用して、公共施設に国産木材を使用した机や椅子、遊具といった備品等の導入をすすめます。

③木材生産の促進

市営林を計画的に皆伐、再造林し、持続可能な循環型の木材利用を促進します。

(4) 資源管理型漁業の推進

①スマート技術を活用した漁場管理

魚礁や天然礁の位置、水産生物の生息状況や資源量を最新の観測機器を活用した調査により高精度に把握し、生産性を向上しながら適切な水産資源の管理を行うことにより、効率性と持続性が両立する漁業を促進します。

②種苗放流

水産資源を回復させるため、種苗の育成や放流を行う漁業者に対する支援を継続するとともに、より効果的な放流方法についての検討を行い、種苗放流事業を強化します。

③養殖業の推進

本市の養殖業の主力であるカキ養殖について、養殖水域の環境保全に取り組み、持続的な養殖を目指します。

また、新たな養殖魚種の導入に向けて漁業者が行う試験養殖等の取組を支援します。

《基本方針Ⅱ 生産環境の保全・整備》

1 生産基盤整備

(1) 遊休農地の発生防止・解消

①農地パトロールの活性化

遊休農地の発生を早期に把握するため、農業委員会と協力し、農業委員や農地利用最適化推進委員が実施している農地の見回り活動を強化します。

②むらづくり活動の活性化（再掲）

地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業用施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図る、むらづくり活動を支援します。

また、合意形成後は、話し合いの中で決めた整備方針に沿って、基盤整備や畦畔除去による大区画化、農業用施設の整備などの支援を行います。

③遊休農地の解消支援

農業委員会と連携し、復旧すべき農地に関する地域の支援を行うほか、農家等による農地復旧作業に対する支援を行い、遊休農地の解消をすすめます。

(2) ほ場整備

①地域活動の支援

農業生産性（労働生産性、土地生産性）の向上、農業構造の改善（担い手の育成、安定的・持続的な営農）を図るため、意欲ある担い手や後継者が多い地区では場整備を推進します。

②ほ場整備の実施

平成29年度に基本設計に着手したものの、事業が休止状態にある若松区有毛浜田地区について、地元調整を進め、早期の事業再開を図ります。また、その他ほ場整備に関心のある地域に対しては、情報の提供や地域での合意形成を図る話し合い活動の支援などを行っていきます。

(3) 農業施設の適正管理

①維持管理計画の策定

水門やポンプ等の農業施設について、長寿命化やコストの縮減・平準化、効率性と安全性を確保した計画的な維持管理や更新を行うため、維持管理計画を策定します。

②農業施設の長寿命化と計画的更新

維持管理計画に基づき、予防保全と事後保全による計画的な維持・更新を実施し、施設の長寿命化と維持管理コストの低減を図ります。

また、農地の減少により利用されなくなる見込みの施設については廃止をすすめます。

③未利用施設の有効活用

産業構造の変化などにより、未利用となった施設や土地、農業用として利用されなくなったため池などについて、調節池等の他用途への転用や貸付・売却などの有効利用をすすめます。

(4) 林道の整備

①林道の開設・改築

全国森林計画、遠賀川地域森林計画、本市森林整備計画に掲げる整備中の合馬線、辻三線2路線の開設や改築(2,717m)に引き続き取り組みます。

また、既存の路線については、生産環境基盤の機能向上や費用対効果等の検討を行った上で、維持補修を行います。

②橋梁点検・長寿命化

林道施設の長寿命化の観点から、橋りょうの点検及び補修を計画的に行います。

(5) 漁港の整備

①水産物供給基盤整備事業

定期的な漁港施設の点検を行うとともに、漁港の重要度及び施設の特性に応じて優先順位を定め、計画的かつ適切な時期に機能保全対策を実施します。

また、曾根漁港の連絡道路の整備や藍島漁港の防災機能の強化を行うほか、他の漁港の施設の老朽化や漂砂などの対策に取り組みます。

②漁港照明灯のＬＥＤ化

漁港照明灯の光熱費の節減と長寿命化を図るため、「北九州市環境モデル都市行動計画」に基づき、水銀・ナトリウム灯からＬＥＤ灯への交換をすすめます。

③漁業施設改善整備（再掲）

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援するとともに漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化します。

2 國土保全・公益的機能の向上

(1) ため池防災対策の推進

①防災重点農業用ため池対策

「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、ため池の劣化状況評価や豪雨・地震耐性評価、防災工事を実施するとともに、農業用として利用されていないため池については、廃止や調節池等の他用途への転用をすすめます。

②洪水調節機能強化

降雨を一時的に貯留し下流域の洪水被害を軽減する洪水調節機能を高めるとともに、ため池決壊のリスクを低減するため、『低水管理』や『事前放流』を実施します。

(2) 荒廃森林の整備

①強度間伐等の実施

平成30年度から令和9年度までの10年間で水源涵養や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなるおそれのあるスギ・ヒノキ等の人工林において強度間伐等を実施し、公益的機能を長期に発揮できる森林を整備します。

②森林公園等の整備

森林公園等において支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を整備します。

また、園路や施設を整備し、市民に森林レクリエーションの場としての質の高い森林を提供します。

③温室効果ガス吸収森林の整備

森林管理に必要な資金調達の手法として、J－クレジット制度（省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収

量を「クレジット」として国が認証する制度) の活用に向けた調査を実施します。

(3) 放置竹林の拡大防止

①竹林整備

ア 竹林の分布状況等データ整備

竹林の分布状況、傾斜等の情報を航空写真等から解析したデータを活用し、竹林の利活用を図るとともに、必要に応じて再調査を行うなどデータ更新を図ります。

イ 竹林の伐採、他樹種への転換

近接する住宅や道路に被害を及ぼすおそれがある急傾斜地の放置竹林について、竹を伐採した後、クヌギ等の広葉樹を植栽し、再び竹林に戻らないよう管理しながら森林化を図るとともに、森林所有者の同様の取組を支援します。

②竹材の利用促進

放置竹林の解消には竹材を有効活用する仕組みづくりが重要であるため、大学や企業等と協力した竹材利用の多角化の検討や竹材利用者とのマッチング、竹林整備を行う事業者の集材・加工等への支援を行います。

③竹林整備を行う市民活動の支援

市民団体等が行う竹林整備の活動が持続可能な取組みとなるよう、竹林から産出される竹材やたけのこを活用する収益事業を組み合わせた竹林整備の取組を支援します。

また、竹林伐採に取り組む団体等には、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用した支援を行います。

(4) 漁場環境の保全と整備

①藻場・干潟の造成・保全

持続的に水産資源が生産可能な環境を実現するため、水産生物の産卵場や育成場となる藻場や干潟等の保全や再生を行います。

②漁場環境保全活動の支援

母藻の投入や食害生物であるウニの駆除などの藻場保全活動や底質を改善する海底耕うんなど、漁業者自らが主体となって取り組む漁場環境保全活動を支援します。

(5) 環境負荷の軽減

①有機農業の推進

有機農業に関する講習会を開催して取組に向けた啓発を図るとともに、総合農事センターにおいて有機農業に係る課題を把握するための試験栽培等を行います。

②G A P

農業者を対象にG A P (Good Agricultural Practice：農業生産工程管理 農業における「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の考え方を統合し、持続可能な農業生産を確保するための取組)に関する説明会を開催して啓発・情報発信を実施し、環境に配慮した持続的で効率的な経営の実現を図ります。

③低炭素化技術導入支援

農林水産業における脱炭素・温暖化対策を推進するため、国の方針や先進事例などの情報収集、市内外の企業との連携による新技術の開発や導入を行うほか、農林水産だよりや市政だより、S N Sなどの媒体を活用して農林漁業者や消費者に対する啓発活動を行います。

④日本型直接支払の推進による農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村の有する国土保全等の多面的機能の維持及び發揮のため、国の日本型直接支払制度を活用し、地域活動や営農活動に対する支援を行います。

《基本方針Ⅲ 都市と共に存する農林水産業の推進》

1 地産地消の推進

(1) 情報発信の強化

専門家の知見や若者を中心とした市民の意見を踏まえたP R戦略を策定し、本市の農業や食に関する情報（地元食材のレシピや飲食店情報など）について大学生などの若者と連携してS N Sを通じて若者層へP Rするなど、情報を届けたい層に注目される情報発信活動を展開します。

(2) 「食」イベントの充実

本市農林水産物のP Rやブランド化の推進、「食」によるにぎわいを創出するため、「農林水産まつり」や「カキ焼き祭り」など、「食」に関するイベントの充実を図ります。

(3) 食育の推進

①農作業体験学習の充実

ア 小学生を対象とした体験学習

バケツ稻などの農業体験や農家による講演等を行います。また、総合農事センタ

一の施設を活用して、農業の生産過程について理解してもらう取組をすすめます。

イ 中学校・高等学校・大学と連携した体験学習

中学校や高等学校の「総合的な学習」や大学の「地域実習」などを活用して、農業をテーマにした学習機会を創出し、若者に農業の知識や関心を高める活動をすすめます。

②学校給食での市内産農林水産物の利用拡大

学校給食で市内産の農林水産物を食べることは、子どもたちの市内農林水産業への関心を高め、シビックプライドの向上につながるため、教育委員会、学校給食協会、JA、青果卸売業者等と連携し、新たなメニューの開発や少量でも市内産農林水産物を使用できる仕組みを構築し、使用品目数や使用量の増加に取り組みます。

(4) 農商工連携

農林漁業者と商工業者が新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組み、新たな市場の創出や地域の就業機会の拡大などに寄与するため、異業種とのマッチングによる農商工連携の機会創出や事業化の支援などをすすめます。

(5) ブランド化支援

消費者の評価が高い市内産農林水産物を北九州市を代表する「食」のブランドとして知名度を高め、消費拡大と有利販売につなげるため、様々なチャンネルを活用した旬の時期、産地の状況、購入可能な店舗、料理方法などの情報発信を行います。

(6) 流通・販売支援

①直売所・朝市支援

J Aや漁協をはじめとした直売所・朝市運営者等と連携し、直売所マップの作成に加え、地元いちばんホームページやS N Sによる旬の食材やその料理方法等の情報発信を行い、直売所・朝市の利用者の増大に取り組みます。

②Eコマース支援

新型コロナウイルス感染症拡大により外食の利用が減少する一方、家庭での食事の機会が増え、インターネット販売等のEコマースの利用が増加している機会をとらえて、市内の農林水産業者等がEコマースを活用する取組を支援します。

2 市民との共生・協働

(1) 農林水産業体験機会の提供

生産者との交流を図る産地見学会や収穫体験など農林水産業を体験できるイベントを開催して、市民が農林水産業や食に対する理解を深める機会を創出します。

(2) 市民への憩いの場の提供

①総合農事センターの魅力向上

指定管理者と連携して、農作業体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組みます。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組みます。

②森林公園等の整備（再掲）

森林公園等において、支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を整備します。

また、園路や施設を整備し、市民に森林レクリエーションの場としての質の高い森林を提供します。

③漁港のにぎわいづくり

若松区脇田漁港にある「ひびき海の公園」内の海水浴場、海釣り棧橋、人工海浜、フィッシャリーナ、フィッシャーマンズワーフ「汐入の里」の集客を図るイベントを拡充することで、公園内での回遊性を高め、多くの賑わいを創出する水際線づくりに取り組みます。

(3) 鳥獣被害の軽減

①啓発活動や情報発信の強化

出前講演の実施、市政だよりへの特集記事の掲載、啓発看板や啓発チラシの作成などを通じて、エサをやらない、近づかない、刺激しないなど、人と野生鳥獣との付き合い方についての知識や理解の向上を図ります。

②野生鳥獣とすみ分けできる環境づくり

地域が一体となってワイヤーメッシュや電気柵を導入することにより、農地や市街地への野生鳥獣の侵入を防止し、被害の軽減を図ります。

また、野生鳥獣が市街地に定着しないよう、ペットのエサや家庭菜園等の適正な管理、竹やぶの除去等に市民と協働して取り組みます。

③被害防止のための追い払いや捕獲

市、JA、獣友会などで構成する「イノシシ駆除協議会」活動の強化に努め、イノシシ等の効率的な捕獲を推進します。

また、捕獲後の活用策として、ジビエ普及の取組も進めていきます。

市街地に出没するサル等については、地域や警察と連携して追い払いを行い、市民生活への影響を出来る限り軽減し、被害の防止を図ります。

(4) 総合農事センターの機能強化

①「農業のショールーム」としての農事センターの取組強化

市民に農業を身近に感じてもらい、関心を高めるため、野菜や花き、果樹等の試験・展示栽培を行います。

②スマート技術の導入(再掲)

総合農事センター内にスマート技術を導入した施設を整備し、市民に公開するとともに、技術を活用した栽培技術取得研修を実施することで、新たな農業者（新規就農者、半農半X等）や高齢の農業者でも生産性の高い農業の実現が可能な環境作りを目指します。

③総合農事センターの魅力向上（再掲）

指定管理者と連携して、農作業の体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組みます。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組みます。

第5章 施策を横断する重点的な取組

1 北九州市版むらづくり活動の活性化

本市の農業・農村には、農業者の減少や高齢化、遊休農地の増加、ため池や水路など農業施設の老朽化等、将来にわたって持続可能な農業の実現を脅かす様々な課題が存在しています。

これらの課題を解決するには、農業者個々人がそれぞれ解決策を講じるだけでは、その効果に限界があります。このため、地域の農業者や土地所有者などの関係者が一堂に会して、主体的に地域農業の将来に関する話し合いを行い、関係者間の合意形成を経た上で、問題を解決する方策に順序立てて取り組んでいく必要があります。

本市ではこのような地域の合意形成を図る場である北九州市版「むらづくり活動」を問題解決の出発点と捉え、担い手への農地集積、遊休農地の再生、新たな耕作者の受け入れ、農地整備や農業用施設の計画的な維持補修といった施策を横断する様々な解決策の実施に結び付け、実効性の高い施策の実施と豊かな農村社会の実現を目指します。

(1) 地域における課題の例

- 農業者の減少、高齢化の進展
 - 遊休農地の増加
 - 担い手の不在、農地の貸し手・借り手のミスマッチ
 - 経営農地の分散や狭小農地に起因する生産効率の低迷
 - ため池・水路・水門等の施設の老朽化
 - 鳥獣被害の深刻化
- など

(2) 解決策の例

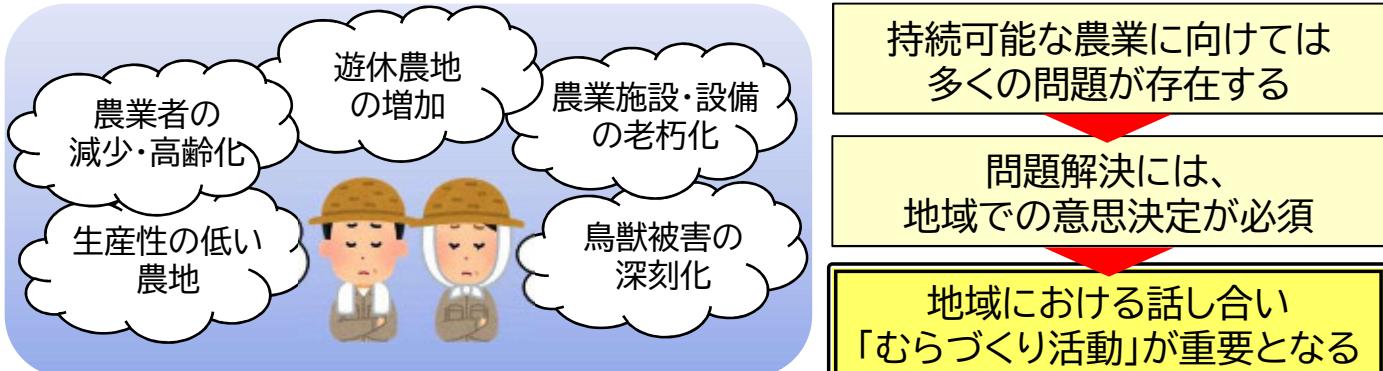
- 地域農業の担い手の選定と担い手への農地集積
 - 遊休農地の再生
 - 新たな耕作者の受け入れ
 - 農地の再整備
 - 地域一体となった鳥獣被害対策の実施
- など

(3) 期待される施策横断的な効果

- 地域リーダーの育成
 - 農業・農村の活性化
 - 生産規模の拡大や生産力の向上
 - 農業用施設の長寿命化やランニングコストの低減
 - 農村地域の環境保全、鳥獣害の軽減
- など

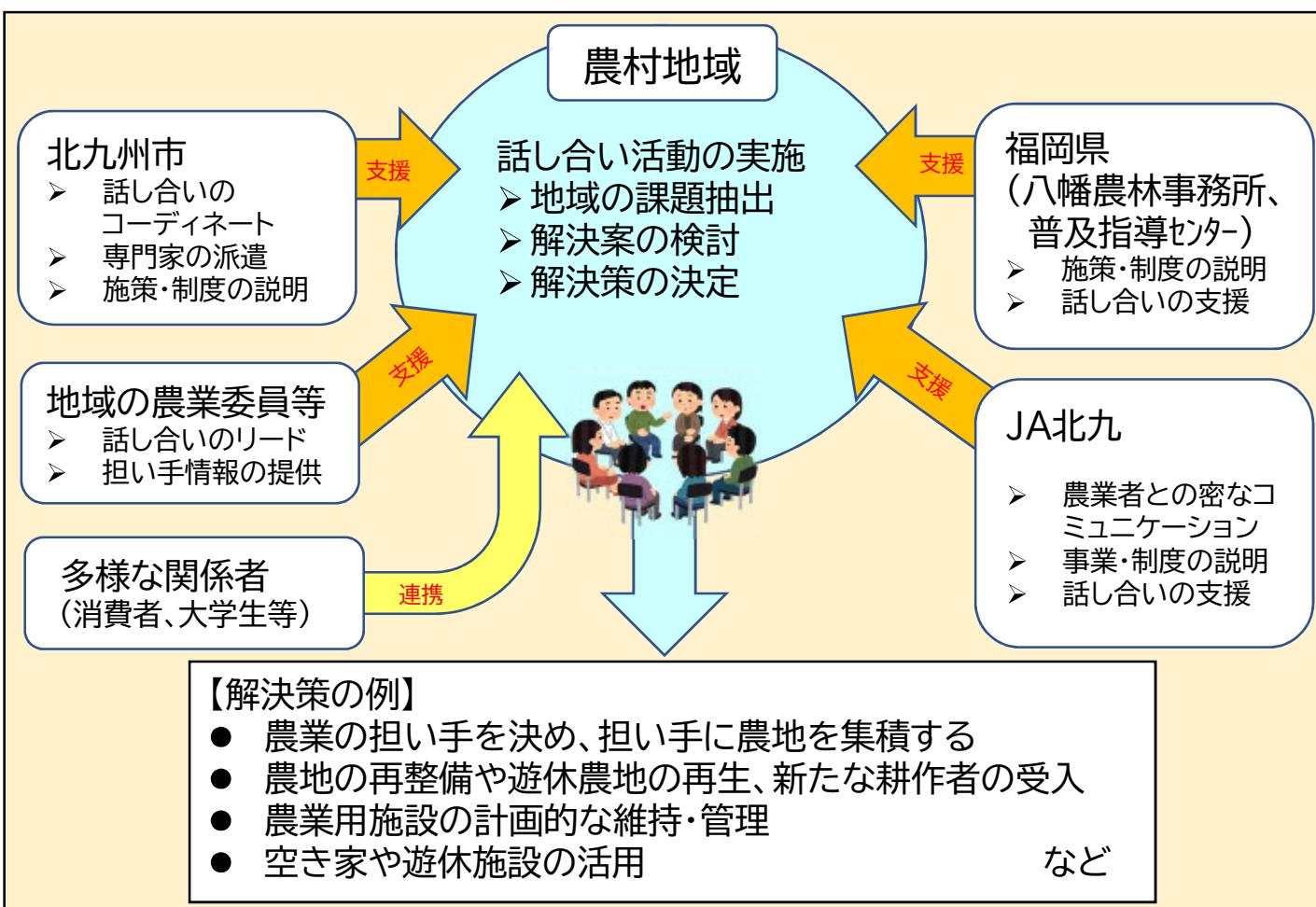
北九州市版むらづくり活動の活性化

1 北九州市版「むらづくり活動」の背景



都市と農村地域とが近接する都市型農業という北九州市の特徴を生かし、関係機関だけでなく、多様な関係者（消費者や大学生など）が連携し、農村地域の課題解決に向けた話し合いを支援する。

2 北九州市版「むらづくり活動」の体制



3 期待される活動の効果

- 多様な担い手の参画による農業・農村の活性化 I-1 III-1
- 農地の再生、生産力の向上 I-2 II-1
- 農道や水路などの適正管理や長寿命化 II-1
- 基盤整備等による大区画化及び担い手への農地集積 I-2 II-1
- 農村地域の環境保全、鳥獣被害の防止 II-2 III-2



(注)資料中の I-1 などの表示は農林水産業振興計画の施策体系番号を表す

2 多様な主体が農林水産業を担う仕組みづくり

近年、性別や年齢、人種や国籍、障がいの有無、宗教・信条などの価値観に加えて、キャリアや経験、働き方など、様々な場面で多様性を尊重し、多様な人材を活用することが求められています。

農林水産業の分野でも、半農半Xなど他の仕事をしながら農林水産業も営むことを希望する移住者や、生きがいや自信につながる社会参画の場を求めている障害者など多様な人々が農林水産業の担い手として活躍できる可能性があります。

このため、これからは生産活動の中核となる認定農業者などのプロフェッショナルな生産者に加え、半農半Xや二地域居住を実践する人など、多様な人材を農山漁村に呼び込み農林水産業に関わってもらうことが必要です。

(1) 仕組みの概要

①タイムリーな情報提供

- ア 本市の農林水産業や農山漁村生活に関心を持つ人々にSNSなどを活用して就業や移住がイメージできる情報を届けます。
- イ 産地見学会などを通じて、多様なプレイヤー間の交流を活性化します。
- ウ 農福連携や二拠点居住など、多様性を活かした活動に関する情報を収集・発信します。

②ワンストップの支援体制

- ア 関係機関で情報を共有することで、相談から就業までをワンストップで受け止める支援体制を構築します。
- イ 農業技術研修の実施や研究成果の公開、スマート農業技術の展示など、総合農事センターを「農のショールーム」として活用します。

(3) 期待される施策横断的な効果

- ①多様な担い手が農林水産業に参入することにより、従事者数が増加し、農山漁村における関係人口の増加につながります。
- ②多様な担い手が農林水産業で活躍することで、農地やため池、水路などの生産インフラが安定的に維持管理できるほか、生産規模の拡大も可能になります。
- ③多様な担い手が交流を進めることで、様々な立場の人々による相乗効果が生まれ、「農山漁村発イノベーション」が創造されることが期待できます。

多様な主体が農林水産業を担う仕組みづくり

農林水産業に[・関係する・関心を持つ]様々な主体



1 多様な主体が関わる仕組み

タイムリーな
情報提供

ワンストップの
支援体制

●SNS等を活用した情報発信

- ・市内外の就業希望者に対する本市での就業をイメージできる情報などの発信

●交流の促進

- ・地元いちばんホームページや産地見学会等のイベントを活用した、地産地消サポートをはじめとした多様なプレーヤー間の交流の活性化

●幅広い情報収集の実施

- ・農福連携、二拠点居住など農山漁村に対する幅広い情報収集の実施
- ・組織横断的な対応がとれる体制の構築

●ワンストップ支援体制の構築

- ・関係機関と連携し、農地情報の収集・リスト化をはじめとした「相談から就農まで」をワンストップで受け止める支援体制の構築

- ・有機農業や空き家情報など新たなテーマに対しても情報提供できる機能の強化

●「農のショールーム」総合農事センターの活用

- ・農業技術研修の実施や研究成果の公開、スマート農業技術の展示等

2 多様な主体を多様な担い手(農林水産業や農山漁村の暮らしを支えるもの)に

農林水産業を生業とする者

I - 1 I - 2

農林水産業を生業とすること
を目指す新規参入者

I - 1

退職後、趣味と実益を兼ねて
農林水産業に携わる者

III-2

農商工連携や地産地消に
取組む事業者

III-1

農福連携を実践する事業者

I - 1

半農半Xや二地域居住を
実践する者

I - 1 III-2

むらづくり活動や
環境保全活動に参加する者

II - 2 III-2

地域おこし協力隊

I - 1 III-1

など

I 参入による農林水産業従事者の増加

II 活躍による生産インフラの維持・整備促進

III 交流による「農山漁村発イノベーション」の創造

(注)資料中の **I - 1** などの表示は農林水産業振興計画の施策体系番号を表す

3 スマート技術の導入による生産流通体制の効率化

高齢化や労働力不足が進む中で農林水産業の生産を効率化するためには、生産から流通の現場で依然として多く残っている人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業を自動化、省力化していく必要があります。そこで、ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）などを活用して生産性の向上や技術の継承、環境負荷の軽減等を図る取組をすすめていきます。

(1) 国の事業を活用してスマート農業の実証に取り組むほか、展示会の開催等によりスマート農業技術に関する情報を発信します。また、実証の成果を踏まえ、スマート農業技術の導入支援策を検討し、生産性の高い農業を実現できる環境作りを目指します。

(2) 最新の観測機器を活用した調査により、魚礁や天然礁の位置、水産生物の生息状況や資源量を高精度に把握することにより、生産性を向上しながら適切な水産資源の管理を行います。

スマート技術の導入による生産流通体制の効率化

1 スマート技術の導入の背景と効果(農業)

農業の現場は人手や熟練を要する作業が多いため、省力化や人手の確保、負担軽減が課題となっており、スマート技術の導入による課題解決が期待される

スマート農業技術の導入による効果の例

◆ 農作業の省力化 I-1 I-2

ドローンや自動運転農機などの活用

→省力化による規模拡大 女性・高齢者の活躍拡大



◆ 生産性の向上 I-2 II-1

情報通信技術(ICT)を活用し、作物の生育管理を行う

→品質、収量向上による所得増加 気象災害等の被害軽減



◆ 栽培技術の継承 I-1 I-2

熟練農業者の技術のデータ化により、新規就農者でも短期間で技術を習得

→新規就農者の増加 品質、収穫量の向上



◆ 環境負荷の低減 II-2

センシングデータ等の活用によるピンポイント散布

→農薬・肥料の適切な利用によるCO2の排出削減



◆ 物流の効率化 II-2 III-1

生産から流通・加工・消費・販売までのデータ相互利用

→需給マッチングによる食品ロス削減 共同輸送によるCO2の排出削減



(注)資料中の I-1 などの表示は農林水産業振興計画の施策体系番号を表す

2 本市農業へのスマート技術の導入

一部農家でドローンを活用した農薬散布やセンサーの活用などがみられるが、
本市全体としてはスマート技術の導入は進んでいない状況である。

令和3年度

「北九州市スマート農業ミーティング」(農家や学識経験者、企業などで構成)において、市内6地域の地域性に合致したスマート農業について類型化を実施。

【類型化の例】

地区 (生産物)	農業機器の自動化・ インテリジェント化	センサ等汎用 ICT製品の応用	画像・センサ・衛星 などのデータ解析	業務情報管理 ソフトウェア
小倉南区 (たけのこ+水稻)	スマート台車	獣害検知センサ	収穫判断アシスト	地図による ほ場管理
若松区 (露地野菜)	自動定植機 自動運転トラクター	ドローン(散布) 気象センサー	ドローン (リモートセンシング)	業務管理システム

令和4年度以降~

- ・国のプロジェクトを活用した実証事業
 - ・情報発信や技術展示などの啓発事業
 - ・スマート技術の導入に対する補助事業
- などを実施し、スマート技術の普及を図っていく。